



県立高校前期選抜出願について

昨日より県立高校入学者前期選抜出願が始まり、本校職員が各高校へ持参し、提出して参りました。出願期間は2月4日(火)～7日(金)正午までとなります。7日(金)の夕方には、福島県教育庁高校教育課のホームページで出願状況が発表され、新聞やテレビ等でも報道されると思います。お子様とご確認ください。

県立高校前期選抜出願先変更について

- 1 変更期間・・・2月10日(月)～13日(木)正午(但し11日(火)を除く)

【校内締切 2月12日(水)朝】

1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができます。

※ 手続きは複雑で時間がかかります。間違いがあっては大変ですので、最終日の提出は避けたいと思います。尚、手続きは保護者に行っていただきます。

- 2 変更方法

- (1) 同一高等学校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合

- ① 保護者が学級担任に電話連絡し、面談の日時を確認する。
- ② 保護者が中学校に来校し、学級担任と三者相談する。
- ③ 学校で書類を作成する。

ア 新たに入学願書及び受験票用紙を作成。(福島県収入証紙、入学検定料納付済証明書は不要)

イ 前期・連携型選抜出願先変更願

- ④ 保護者は出願した高校に書類を持参し、手続きをする。

※ すでに交付を受けた受験票は返還する。

- ⑤ 保護者は変更後受験票を受け取る。
- ⑥ 保護者は受け取った受験票を中学校へ届ける。

- (2) 他の高等学校へ出願先を変更する場合

- ① 保護者が学級担任に電話連絡し、面談の日時を確認する。
- ② 保護者が中学校に来校し、学級担任と三者相談する。
- ③ 学校で書類を作成する。

ア 新たに入学願書及び受験票用紙を作成。(福島県収入証紙、入学検定料納付済証明書は不要)

イ 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願

- ④ 保護者は初めに出願した高校に書類を持参し、次の書類を受け取る。

ア 前期・連携型選抜出願先変更承認書

イ 前期・連携型選抜出願先変更連絡書

※ すでに交付を受けた受験票は返還する。

- ⑤ 保護者は変更先の高校に行き、書類を提出する。

ア 新しく書いた入学願書及び受験票用紙

イ 初めに出願した高校から受け取った前期・連携型選抜出願先変更連絡書

- ⑥ 保護者は変更先の高校から受験票を受け取る。

- ⑦ 保護者は受け取った前期・連携型選抜出願先変更承認書、受験票を中学校へ届ける。

- 3 その他

出願先変更により入学検定料の不足が生じる場合は、入学願書に不足額の福島県収入証紙を貼付する。 入学検定料・・・全日制：2,200円、定時制：950円